

議案第68号

みよし市コミュニティ広場設置条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、コミュニティ広場のテニスコート等の使用料の額を改正するため必要があるからである。

みよし市コミュニティ広場設置条例の一部を改正する条例

みよし市コミュニティ広場設置条例（昭和51年三好町条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

名称	区分		単位	使用料
三好地区コミュニティ広場	テニスコート	コート	1コート1時間当たり	100円
		照明設備	1時間当たり	390円
	多目的広場	広場	1時間当たり	100円
		照明設備	1時間当たり	410円
北部地区コミュニティ広場	テニスコート	コート	1コート1時間当たり	100円
		照明設備	1時間当たり	390円
	多目的広場A	広場	1時間当たり	130円
		照明設備	1時間当たり	920円
	多目的広場B	広場	1時間当たり	140円
		照明設備	1時間当たり	920円
多目的広場C	広場	1時間当たり	130円	
南部地区コミュニティ広場	テニスコート	コート	1コート1時間当たり	100円
		照明設備	1時間当たり	390円
	多目的広場A	広場	1時間当たり	330円
		照明設備	1時間当たり	3,120円
	多目的広場B	広場	1時間当たり	250円
	多目的広場C	広場	1時間当たり	130円
西部地区コミュニティ広場	多目的広場	広場	1時間当たり	110円
		照明設備	1時間当たり	830円
天王地区コミュニティ広場	多目的広場	広場	1時間当たり	190円
		照明設備	1時間当たり	1,310円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月5日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市コミュニティ広場設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市コミュニティ広場設置条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市コミュニティ広場設置条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
(使用料)			
第7条 第4条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。			
2以下 略			
別表第2 (第7条関係)			
名称	区分	単位	使用料
三好地区コミュニティ広場	テニスコート	コート	1コート1時間当たり 100円
		照明設備	1時間当たり 390円
	多目的広場	広場	1時間当たり 100円
		照明設備	1時間当たり 410円
北部地区コミュニティ広場	テニスコート	コート	1コート1時間当たり 100円
		照明設備	1時間当たり 390円
	多目的広場A	広場	1時間当たり 130円
		照明設備	1時間当たり 920円
	多目的広場B	広場	1時間当たり 140円
		照明設備	1時間当たり 920円
多目的広場C	広場	1時間当たり 130円	
南部地区コミュニティ広場	テニスコート	コート	1コート1時間当たり 100円
		照明設備	1時間当たり 390円
	多目的広場A	広場	1時間当たり 330円
		照明設備	1時間当たり 3,120円
	多目的広場B	広場	1時間当たり 250円
	多目的広場C	広場	1時間当たり 130円
西部地区コミュニティ広場	多目的広場	広場	1時間当たり 110円
		照明設備	1時間当たり 830円
天王地区コミュニティ広場	多目的広場	広場	1時間当たり 190円
		照明設備	1時間当たり 1,310円
備考 略			

  

別表第2 (第7条関係)		単位	使用料
テニスコート	全天候型	1コート1時間当たり	200円
	クレー	1コート1時間当たり	100円
	照明設備	1コート1時間当たり	450円
多目的広場(南部地区コミュニティ広場を除く。)	広場	1時間当たり	130円
	照明設備	1時間当たり	1,090円
多目的広場(南部地区コミュニティ広場に限る。)	広場	1時間当たり	220円
	照明設備	1時間当たり	3,120円

  

備考 略			
------	--	--	--